

行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第五十一条第二項ただし書の規定により、次のとおり公示送達を行います。

なお、送達すべき書類は、奈良県地域創造部こども・女性局こども保育課において保管していますので、送達を受けるべき者にいつでも交付します。

令和六年九月二十日

奈良県知事 山下 真

一 送達すべき書類の名称

令和六年三月二十日に提起のあった審査請求に係る裁決書の謄本

二 送達を受けるべき者

辻本 真奈

三 その他

一に掲げる書類を受領しないときは、公告の日の翌日から起算して二週間を経過したときに送付があったものとみなされます。